おわりに

第 2 期川崎市子どもの権利委員会は、子どもの居場所と相談・救済を中心とした行動計画の策定について意見を具申するが、第 1 次子どもの権利に関する行動計画の終了時までに、第 2 次子どもの権利に関する行動計画を策定することを要望する。